

モジュール点検オプション 実施NG事例集

本資料は、当社「住宅用発電設備点検サービス契約約款」第5条3項に定める、「モジュール洗浄オプション」が提供不可となる条件に該当するかどうかを、お客様に事前にご確認いただくことを目的としております。

本資料に該当しない場合においても、当日現地確認の結果、労働安全衛生法、建設業法、その他法令に基づきモジュール洗浄実施を見送る場合があります。

内容につきご不明点ございましたら、下記までご連絡をお願い致します。

丸紅ソーラートレーディング お客様窓口：cs@marubeni-st.co.jp

第5条3項

あんしんプランに加入しているお客さまがモジュール洗浄オプションサービスの実施を希望される場合は、当社が特別に認める場合を除き、あらかじめお客さまの住宅用太陽光発電設備が次に定めるいずれかの要件に該当しない点につき、お客さまご自身でご確認いただき、本約款を承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。ただし、モジュール洗浄オプションサービスの利用料金の支払いが完了しない場合、当社はお客さまのお申込みを受け付けないものとします。

- ① 住宅用太陽光発電設備の設置されている屋根（以下「本件屋根」といいます。）の勾配が31度以上の場合（31度＝6寸）
- ② 本件屋根とモジュールが一体となっている場合（本件屋根の野地板に直接モジュールを設置する場合を含みます。）
- ③ 住宅用太陽光発電設備の設置されている建物（以下「本件建物」といいます。）の棟の高さが13 m以上、軒の高さが9 m以上の場合、または3階建て以上の場合
- ④ ハシゴをかけて安全に本件屋根に上り下りができない場合（ベランダその他の障害物により本件屋根に直接ハシゴをかけることができない場合、および、本件建物敷地内に安全にハシゴをかけるスペースが取れない場合を含みます。）
- ⑤ 本件屋根上での十分な作業スペースが確保できない場合（片流れ屋根の場合は、軒、棟、両ケラバそれぞれに70 cm以上の作業スペースが確保できない場合をいいます。）
- ⑥ 本件屋根上および本件建物敷地内に安全対策機器の設置スペースが確保できない場合
- ⑦ 住宅用太陽光発電設備が一般戸建て住宅以外の建築物（集合住宅、カーポート、物置等）に設置されている場合
- ⑧ その他、本件屋根および本件建物の現場状況により安全上、モジュール洗浄オプションサービスを実施することが困難な場合

①屋根の勾配が31度以上の場合



屋根勾配31度以上

<屋根勾配31度の理由>

建設労働災害防止規定第32条

(屋根足場の設置)

こう配が31度（6/10こう配）以上の屋根の上において作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅が20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設けなければならない。

このように、屋根勾配が31度以上の屋根上作業では、足場の設置が必要となります。

当社「モジュール洗浄オプション」では足場設置対策を含んでいないため、上記に該当するケースは対象外としております。

③パネルが高い位置に設置されている場合

5

棟の高さが13m以上、軒の高さが9m以上の場合、または3階建て以上の場合



建築基準法施工令上、住宅用の屋根に太陽光システムを設置する場合、13メートルの高さまでしか設置が認められておりません。

④ハシゴをかけて安全に上り下りできない場合

6



隣家との隙間が狭く、ハシゴの安全な設置角度（75度以下）が確保できません。



敷地内にハシゴ設置スペースが取れません。

道路において工事もしくは作業をおこなう時は、道路交通法第77条第1項に基づき道路使用許可を所轄警察署に申請しなければなりません。

また電線があり感電の危険があります。



ベランダ屋根、車庫などが障害となりハシゴの設置スペースが取れません。

<ハシゴ設置角度75度の理由>

労働安全衛生法 労働安全衛生規則第528条3項

脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

⑤屋根上での作業スペースが確保できない場合

7



屋根一面にモジュールが設置されており、
屋根上作業時の作業スペース（足場）を
確保できません。

- ② 本件屋根とモジュールが一体になっている場合
- ⑥ 本件屋根上および本件敷地内に安全対策機器の設置スペースが確保できない場合
- ⑦ 住宅用太陽光発電設備が一般戸建て住宅以外の建築物
（集合住宅、カーポート、物置等）に設置されている場合
- ⑥ その他、本件屋根および本件建物の現場状況により安全上、
モジュール洗浄オプションサービスを実施することが困難な場合

